



第151回 定時株主総会招集ご通知

開催日時

平成28年6月24日(金) 午前10時

開催場所

横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1
当社会議室(2号棟2階)

目次

第151回定時株主総会招集ご通知	1
(添付書類)	
事業報告	2
連結計算書類	21
計算書類	31
監査報告書	39
株主総会参考書類	43
株主総会会場ご案内図	裏表紙

招集ご通知

(証券コード 6742)
平成28年6月3日

株 主 各 位

横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1
株式会社 京三製作所
代表取締役 戸子台 努
社長執行役員

第151回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第151回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月23日(木曜日)午後5時までには到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月24日(金曜日) 午前10時
2. 場 所 横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1 当社会議室(2号棟2階)
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第151期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第151期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.kyosan.co.jp>)に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府・日銀の経済政策を背景に緩やかな回復基調で推移したものの、中国をはじめとするアジア新興国や資源国等の景気減速傾向などの影響により、不透明な状況で推移いたしました。

また、当社グループの事業環境は、国内外を問わず激しい競争が継続しており、厳しい状況で推移しております。

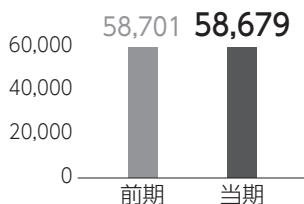
このような事業環境の下、当社グループは今年度よりスタートした3カ年の中期事業計画において、グローバル事業展開の加速を中心とした「成長戦略の推進」および利益確保に向けた既存領域における「事業構造改革」に取り組んでまいりました。

受注につきましては、電気機器事業が産業機器用電源装置の需要増加により前期を大きく上回ったものの、信号システム事業が海外を中心とした受注案件・金額の減少などにより前期を下回り、全体としては前期を若干下回りました。売上につきましては、電気機器事業が産業機器用電源装置の好調な受注を背景に前期を上回ったものの、信号システム事業が国内外の大口案件売上の谷間となり、一部海外案件が次期以降への繰り延べになったことなどから前期を下回り、全体としては前期を下回りました。

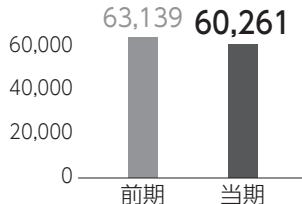
また、利益面につきましては、営業利益は原価率の改善などにより前期を上回りました。経常利益は金融機関との借入契約更新に伴う金融費用や為替差損の発生により前期を下回りましたが、投資有価証券償還益の発生と本社工場再整備に伴う一時的費用の減少により親会社株主に帰属する当期純利益は前期を上回りました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、受注高58,679百万円(対前期比0.0%減)、売上高60,261百万円(対前期比4.6%減)、営業利益1,946百万円(対前期比2.8%増)、経常利益2,043百万円(対前期比12.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益1,423百万円(対前期比40.3%増)となりました。

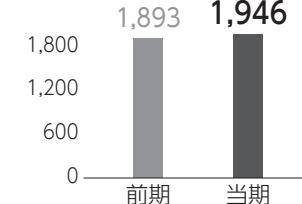
● 受注高 (単位: 百万円)



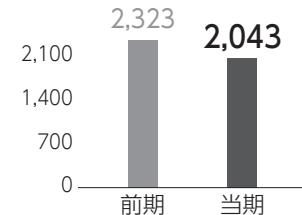
● 売上高 (単位: 百万円)



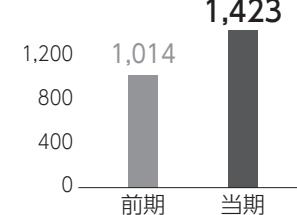
● 営業利益 (単位: 百万円)



● 経常利益 (単位: 百万円)



● 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

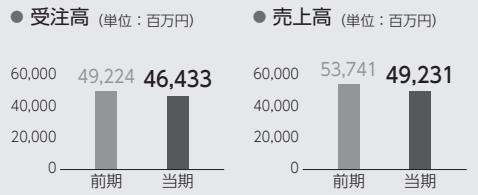
株主総会
参考書類

事業別の概況

信号システム事業

売上高構成比
81.7%

鉄道信号システムにおいて、受注につきましては東京地下鉄ホームドア改良工事、千葉都市モノレール動物公園機器室ATC装置、米国タンパ国際空港APM信号設備、台湾高速鉄道信号設備などがありました。海外の大口入札案件失注および一部案件の次期以降への繰り延べが影響し、前期を下回りました。売上につきましては仙台市交通局東西線信号設備、JR西日本山陽新幹線ATC装置、韓国仁川国際空港APM信号設備、台湾在来線信号設備などがありました。海外案件の一部が次期以降に繰り延べとなったことなどにより、前期を下回りました。



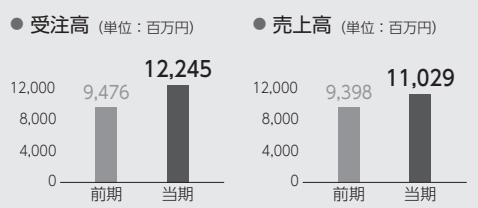
道路交通システムにおいては、ロシア・モスクワ市での自律分散制御交通信号システム実証事業受託など海外案件にも積極的に取り組んでまいりましたが、国内における交通信号制御機、交通信号灯器の発注量が当初の見通しより大幅に減少し、受注、売上ともに前期を下回りました。

この結果、当事業では受注高46,433百万円(対前期比5.7%減)、売上高49,231百万円(対前期比8.4%減)となりました。

電気機器事業

売上高構成比
18.3%

受注につきましては、通信設備用電源装置が電力事業者向け案件の受注が振るわず低調に推移したものの、産業機器用電源装置において中国の設備投資継続による液晶パネル製造装置用電源装置と、半導体メモリーメーカーの積極的な投資による半導体製造装置用電源装置の需要が増加したことにより、前期を大幅に上回りました。売上につきましては、通信設備用電源装置は低調に推移したものの、産業機器用電源装置が液晶パネル製造装



置用電源装置および半導体製造装置用電源装置の好調な受注を背景に、前期を上回りました。

この結果、当事業では受注高12,245百万円(対前期比29.2%増)、売上高11,029百万円(対前期比17.4%増)となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資等の総額はソフトウェアを含め20億4千万円であります。

その主なものは経常的な更新、現在の経済環境に対応する省力化・合理化投資および本社工場生産拠点再構築に伴う投資であります。

(3) 資金調達の状況

増資あるいは社債発行による資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、平成29年の創立100周年に向けた企業ビジョン《KYOSAN New Vision-100》の下、平成27年度を初年度とする3カ年の中期事業計画を策定し、以下の4項目を重点基本方針として、全社戦略および各事業戦略に取り組んでおります。

《重点基本方針》

- ① 海外展開を中心とした成長戦略の推進
- ② 競争力強化に向けた「技術・品質・コスト・営業」一体の事業構造改革
- ③ 技術立社とグローバル化の根幹としての総合技術力の強化
- ④ グローバル化に対応するスピードと実行力あるマネジメントへの変革

しかしながら、中期事業計画の初年度となる当連結会計年度の経営成績につきましては、電気機器事業では計画を上回る成果が見られたものの、信号システム事業では受注高、売上高、利益ともに計画を下回り、初年度の目標に到達することはできませんでした。このような結果の根本的な原因は、中期事業計画策定時に課題としていた標準化や新規製品開発をはじめとした業務マネジメントのスピードの欠如と業務効率化の遅れを十分に挽回できず、業績に反映されなかったことにあると認識しております。

これらの状況を真摯に踏まえ、当社グループは、中期事業計画の2年目の取り組みとして、初年度の遅れを取り戻し、最終年度の目標達成のための事業基盤整備を強力に推進して、中期事業計画の目標達成ならびに創業第二世紀における更なる飛躍を可能とする体制固めに邁進してまいります。

現中期事業計画の2年目となる平成28年度は、前記の重点基本方針に基づき、既存の台湾現地法人における業務範囲の拡大、平成25年に設立したインド現地法人における受注拡大、そして、昨年設立した北米現地法人における顧客との連携強化によるグローバル展開に資する製品技術力の強化を通じて、成長戦略を推進してまいります。

また、市場と顧客要求を的確に把握する敏感で強力な営業力により、妥当性、収益性、市場優位性を勘案した

ものづくりを可能とする事業構造改革を、迅速かつ積極果敢なマネジメントによって加速してまいります。

これに加えて、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、コーポレートガバナンス・コードについても、更なる高度化をめざして、それぞれの項目について対応してまいります。

当社グループは、信号システム事業をはじめとして社会性、公共性の高い事業を営んでおり、高品質製品を安定的に供給する責務があると考えていることから、品質・技術の更なる向上とリスクマネジメントの一層の強化に注力してまいります。また、企業集団の内部統制をさらに深度化し、実効性のある透明性の高い経営を推進することで、信頼度ナンバーワン企業の実現をめざしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第148期 (平成24.4~25.3)	第149期 (平成25.4~26.3)	第150期 (平成26.4~27.3)	第151期(当期) (平成27.4~28.3)
受 注	高 (百万円)	62,956	63,428	58,701	58,679
売 上	高 (百万円)	58,147	64,136	63,139	60,261
経 常 利 益	(百万円)	1,354	1,803	2,323	2,043
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	112	931	1,014	1,423
1株当たり当期純利益	(円)	1.79	14.84	16.18	22.70
総 資 産	(百万円)	79,266	81,627	86,135	83,392
純 資 産	(百万円)	34,509	34,752	39,441	39,753

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
京三電設工業株式会社	百万円 50	100 %	信号保安装置の電気工事設計・施工

② 事業年度末日における特定完全子会社の状況

特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

主要事業	主要な製品	
信号システム事業	<p><鉄道信号システム> 列車運行管理装置 (TTC、PRC等) 列車集中制御装置 (CTC等) ダイヤ作成支援装置 列車検知装置 自動列車制御装置 (ATC) 自動列車運転装置 (ATO) 自動列車停止装置 (ATS) 無線式列車制御 (CBTC) システム 情報伝送装置 過走防護装置 (ORS) 継電連動装置、電子連動装置 各種シミュレータ装置 設備監視装置 踏切保安装置 各種軌道回路装置 転てつ機 LED式信号機 ホームドア 可動ステップ 転落検知装置 (マットスイッチ) 列車接近警報表示装置 (スレッドライン) ホーム転落注意装置 (スペースライト)</p>	<p><道路交通システム> 交通管理システム 各種交通信号制御機 LED式交通信号灯器 車両用感知器 歩行者用感知器 光ビーコン LED式交通情報板 端末区間無線伝送装置 各種可変標識 パーキング・メーター LED式車載表示器 音声案内押ボタン箱 信号機用電源付加装置</p> <p><その他> 情報案内装置 (案内表示装置、自動放送装置等) バス運行管理システム 斎場表示システム 入退管理装置 標的装置</p>
電気機器事業	<p><産業機器用電源装置> デジタル制御高周波電源 (RF電源) システム デジタル制御直流コンバータ 誘導加熱電源装置</p> <p><通信設備用電源装置> 無停電電源装置 (UPS) 周波数変換装置 通信設備用直流電源装置</p>	

(8) 主要な事業所

当 社	子 会 社
本社（横浜市鶴見区） <営業所等> 東京事務所（東京都千代田区） 大阪支社（大阪市北区） 札幌支店（札幌市中央区） 仙台支店（仙台市青葉区） 名古屋支店（名古屋市中村区） 広島支店（広島市東区） 四国支店（香川県高松市） 九州支店（福岡市博多区） 台湾支店（台湾） <工場> 本社工場（横浜市鶴見区） 座間工場（神奈川県座間市）	京三精機株式会社（横浜市鶴見区） 京三金属工業株式会社（神奈川県座間市） 京三電設工業株式会社（東京都大田区） 京三興業株式会社（横浜市鶴見区） 京三エンジニアリングサービス株式会社（横浜市鶴見区） 京三システム株式会社（横浜市鶴見区） 大阪整流器株式会社（大阪府摂津市） 台湾京三股份有限公司（台湾） Kyosan India Private Limited（インド） Kyosan USA Inc.（アメリカ）
	関 連 会 社
	アクテス京三株式会社（神奈川県厚木市） TVM Signalling and Transportation Systems Private Limited（インド）

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減（△印減）
1,937 ^名	△2 ^名

（注）上記従業員数には、臨時雇を含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 横 浜 銀 行	7,038 ^{百万円}
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	3,146

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 160,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 62,844,251株
 (3) 株主数 5,210名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	6,089	9.70
京 三 み づ ほ 会	4,155	6.62
京 王 電 鉄 株 式 会 社	3,143	5.00
株 式 会 社 横 浜 銀 行	3,124	4.97
京 三 製 作 従 業 員 持 株 会	2,896	4.61
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	2,154	3.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,588	2.53
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,350	2.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,323	2.10
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,007	1.60

- (注) 1. 持株比率は自己株式（93,492株）を控除して算出しております。
 2. スパークス・アセット・マネジメント株式会社から平成24年5月17日付で提出された変更報告書により、平成24年5月15日現在で同社が3,506,000株（保有割合5.58%）を保有している旨の報告を受けておりますが、当社といたしましては平成28年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
西川 勉	代表取締役 CEO 会長執行役員	
戸子台 努	代表取締役（内部監査室担当） COO 社長執行役員（海外事業推進部担当）	
小野寺 徹	取締役 専務執行役員（総務部、経営企画部、 IR・広報部、人事部担当）	
東方 久純	取締役 常務執行役員（半導体機器事業部長、情 報システムセンター担当）	
吉川 節	取締役 常務執行役員（法務部、知的財産部、経 理部、資材部担当）	
西田 繁信	取締役 常務執行役員（開発センター、技術・品 質管理センター、生産技術推進部、製品 管理部担当）	
兼次 豊明	取締役 常務執行役員（信号事業部長）	京三金属工業株式会社 代表取締役社長
藤本 克彦	取締役	公認会計士
阪本 昌成	取締役	近畿大学大学院法務研究科教授 弁護士
渡邊 弘一	常勤監査役	
和田 正雄	監査役	
大島 正寿	監査役	弁護士
坂下 久雄	監査役	

- (注) 1. 取締役藤本克彦、阪本昌成の両氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役大島正寿、坂下久雄の両氏は、社外監査役であります。
 3. 取締役藤本克彦、取締役阪本昌成、監査役大島正寿、監査役坂下久雄の4氏につきましては、株式会社東京証券取引所に
 対し、独立役員として届け出ております。

(ご参考)

取締役兼執行役員以外の執行役員は次のとおりであります。

常務執行役員	(大阪支社長)	園田博
執行役員	(台湾支店長)	杉田信一
執行役員	(交通機器事業部長)	荒井正人
執行役員	(信号事業部副事業部長)	嶺孝志
執行役員	(信号事業部副事業部長)	國澤良治
執行役員	(信号事業部副事業部長兼信号事業部管理部長)	木村聡
執行役員	(施設・安全管理部担当、経営企画部長兼施設・安全管理部長)	藤井達也
執行役員	(信号事業部副事業部長兼信号事業部第2営業部長)	小松信夫

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 9名 301,320千円 (うち社外 2名 10,320千円)
監査役 4名 35,640千円 (うち社外 2名 10,320千円)

- (注) 1. 当事業年度に係る役員への賞与支給はありません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第141回定時株主総会において、年額3億6千万円以内と決議されております。
また、監査役の報酬限度額は、昭和61年7月23日開催の第121回定時株主総会において、月額400万円以内と決議されております。

(4) 社外役員に関する事項

氏名	主な活動状況	
1. 社外取締役		
藤本克彦	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100% (15回/15回) 当事業年度の取締役会15回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。
阪本昌成	出席の状況 主な発言状況	取締役会 93% (14回/15回) 当事業年度の取締役会15回のうち14回出席し、主に大学院教授としての専門的見地から発言を行っております。
2. 社外監査役		
大島正寿	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100% (15回/15回) 監査役会 100% (28回/28回) 当事業年度の取締役会15回のすべて、監査役会28回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
坂下久雄	出席の状況 主な発言状況	取締役会 100% (15回/15回) 監査役会 100% (28回/28回) 当事業年度の取締役会15回のすべて、監査役会28回のすべてに出席し、主に金融機関勤務で培われた財務知識や、企業経営者としての豊富な経験に基づき発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

52百万円

- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

54百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対し、海外拠点における監査業務を委託し、対価を支払っております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目・内容、監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対し、公認会計士法第2条第1項に規定する業務以外の業務は委託しておりません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、平成27年5月8日に決議した「会計監査人の選・解任および再任・不再任の決定方針」に従い、相当性判断基準事項に照らして確認を行い、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 会社の体制および方針

I. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、取締役会において以下のとおり決議しております。

なお、以下には当事業年度中の体制を記載しておりますが、内部統制システムに関する基本方針の一部改定を平成28年5月13日開催の取締役会において決議いたしました。

(1) 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役等（取締役、業務を執行する社員、その他これらの者に相当する者）および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 監査役は、取締役の職務執行について、適法性、適正性、妥当性を中心とした監査を行い、当社および子会社において法令・定款に違反する行為があった場合、またはそのおそれがある場合には、取締役に対する勧告、助言など必要な措置を講じる。
- ② 当社および子会社の全役職員は、企業目的追求にあたり遵守すべき規範を具体的に定めた「株式会社京三製作所企業行動基本規程」を実践するとともに、法令・定款の遵守および企業倫理を尊重する指針としての「コンプライアンス基本規程」を遵守する。
- ③ 法務部担当役員は、当社および子会社の全役職員に法令・定款の遵守、ならびに企業倫理を尊重する指針としての「企業行動基本規程」および「コンプライアンス基本規程」の周知徹底を図る。
- ④ 法務部は、「コンプライアンス基本規程」に基づき、当社および子会社の全役職員を対象とするコンプライアンス教育を実施する。
- ⑤ コンプライアンス委員会は、当社および子会社のコンプライアンスに関する重要問題を審議し、必要に応じリスク管理委員会、取締役会に報告する。
- ⑥ 法務部は、当社および子会社の全役職員を対象とするコンプライアンス相談・通報窓口（ヘルプライン）の周知および利用促進を図る。
- ⑦ 当社および子会社の全役職員は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で対処する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は「情報セキュリティ基本方針」および「情報管理規程」「文書管理規程」その他の関連規程、規則を定め、適正な情報管理の体制を構築、運用する。
- ② 当社は、取締役の職務執行に係る文書および情報を法令および規程に基づき適切に管理する。

(3) 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク管理規程」に基づいたリスク管理体制を構築しており、代表取締役社長¹はリスク管理責任者を任命し、リスク管理責任者は当社および子会社のリスク管理の充実・強化を図る。
- ② 当社は、代表取締役社長¹を委員長とする「リスク管理委員会」を設置し、当社および子会社の経営リスクを認識し管理する。リスク管理委員会の傘下に個別委員会として「経営・財務リスク委員会」「事業リスク委員会」「災害リスク委員会」「情報管理委員会」「コンプライアンス委員会」を置く。これら個別委員会の活動状況はリスク管理責任者に報告し、必要に応じてリスク管理委員会、取締役会に上程する。

(4) 取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および子会社の取締役等は、年度経営計画に基づき、経営目標達成のために具体的実施事項を策定し、確実に実行する。
- ② 取締役会は、取締役および子会社の取締役等の職務の執行状況を確認し、必要な意思決定を行う。

(5) 当社および子会社の業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、経営方針の示達、年度経営計画策定などのため、定期的に子会社との連携会議を開催する。
- ② 経営企画部は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から執行状況等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確認する。
- ③ 内部監査室は、子会社も監査の対象とし、業務監査および内部統制システム整備・運用評価を実施する。
- ④ 当社は、当社および子会社共通の相談窓口としてコンプライアンス相談・通報窓口（ヘルプライン）を社内外に設置し、運用する。
- ⑤ 当社は、上記④の相談・通報をした者に対し、規程に基づき当該報告を理由とした不利な取り扱いを行わない。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ① 当社は、監査役が監査役の職務を補助すべき専任または臨時の補助使用人を要請した場合には、これらを配置する。
- ② 当社は、専任または臨時の補助使用人を設置する場合、補助使用人の業務に関する業務執行者からの独立性の確保を図る。また、監査役からの指示の実効性を確保するため、当該補助使用人は当社の指揮命令は受けないものとする。

¹ 平成27年6月24日開催の当社第150回定時株主総会において決議された「定款一部変更の件」に伴い「代表取締役社長」の表記を「社長」と読み替えるものとする。

(7) 監査役への報告に関する体制および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社および子会社の全役職員は、当社および子会社に重大な影響を及ぼすリスクが存在する場合は、監査役にその内容を報告する。また、コンプライアンス委員会の委員長は、ヘルプラインによる使用人からの通報内容とその調査結果等を、規程に基づき監査役に報告する。
- ② 当社は、上記①の報告をした者に対し、当該報告を理由とした不利な取り扱いは行わない。
- ③ 監査役は、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、内部監査室および法務部等と定期的に情報交換を行い、密接に連携する。

(8) 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社に対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。また、監査役は、その他の取締役、執行役員、会計監査人等と定期的に情報交換し、必要に応じて随時報告を求める。
- ② 監査役は、職務の執行にあたり、必要に応じて外部専門家を利用することができる。
- ③ 当社は、監査役が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、内部統制システム基本方針に基づき、内部統制システムの整備と適切な運用に努めております。主な運用状況は以下のとおりです。

(1) コンプライアンス体制

- ① 当社は、当社および子会社の全役職員に法令・定款の遵守、ならびに企業倫理を尊重する指針としての「企業行動基本規程」および「コンプライアンス基本規程」の周知を継続したほか、コンプライアンス教育を実施しております。また、コンプライアンス相談・通報窓口（ヘルプライン）の周知および利用促進も継続しております。
- ② 当社は、当社および子会社のコンプライアンスに関する重要問題を審議するためコンプライアンス委員会を設置し、開催しております。

(2) リスク管理体制

- ① 当社は、社長を委員長とする「リスク管理委員会」を設置・開催し、当社および子会社の経営リスクを管理しております。また、「リスク管理規程」に基づいたリスク管理体制を構築しており、社長はリスク管理責任者を任命し、リスク管理責任者は当社および子会社のリスク管理の充実・強化を図っております。
- ② 当社は、リスク管理委員会の傘下に個別委員会として「経営・財務リスク委員会」「事業リスク委員会」「災害リスク委員会」「情報管理委員会」「コンプライアンス委員会」を設置しており、リスク管理責任者に活動状況を報告しております。

(3) 取締役の職務執行

- ① 取締役会規程に基づき取締役会を開催し、取締役の職務の執行が法令および定款に適合するよう徹底しております。
- ② 取締役の職務執行に係る文書および情報は、法令および規程に基づき適切に管理しております。

(4) 当社および子会社の管理体制

- ① 取締役会は、取締役および子会社の取締役等の職務の執行状況を確認し、必要な意思決定を行っております。
- ② 当社は、経営方針の示達、年度経営計画の策定などのため、定期的に子会社との連携会議を開催しております。
- ③ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社から執行状況等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確認しております。

(5) 監査役の監査体制

- ① 監査役は、取締役の職務執行について、適法性、適正性、妥当性を中心とした監査を行っております。また、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針をはじめ、会社が対処すべき課題、リスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行っております。さらに、社外取締役、その他の取締役、執行役員、会計監査人等と定期的に情報交換し、必要に応じて随時報告を求めています。
- ② 監査役は、重要な会議に出席し意見を述べるとともに、内部監査室および法務部等と定期的に情報交換を行い、密接に連携しております。
- ③ 当社は、監査役の求めに応じて、独立性が確保された監査役補助使用人を設置しております。

Ⅲ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制

当社は、反社会的勢力排除に向け、企業行動基本規程の中で反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対処することを定め、グループ内の役職員に周知徹底しております。また、当社およびグループ各社を対象とした定期的な講習を実施しており、必要な情報を伝達しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

京三製作所は1917年、大正6年9月3日の創立以来、100年近くにわたり鉄道事業、交通事業、電気通信・電力事業の各分野に立脚するメーカーとしてさまざまな製品を開発、製造してまいりました。これら製品の中に国産初、世界初と称されるものが数多くありますように、当社グループは創業以来優れた技術と確かな対応力で社会性、公共性の高い、社会の根幹に寄与する分野において信頼と実績を築きあげてまいりました。

当社は社会性、公共性の高い業種に属していることから、顧客の信頼に応えて、安全・高品質・高付加価値の製品を迅速かつ安価に提供し続け、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①顧客事業の根幹にかかわる製品の安定供給責任を全うするための長期的視点に立脚した安定的経営を持続すること、②安全の確保・増進に向けた不断の先行的な研究開発投資、設備投資ならびにこれを可能とする一定の内部留保水準を維持・確保すること、③高度の技術・技能を維持、継承していくための雇用を安定・確保すること、④社会の公共性、公益性、安全性に深くかかわる事業に携わるものとしての社員の誇りと責任意識の高い水準の保持＝京三製作所の企業文化・価値観を持続すること、等が必要不可欠であります。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は著しく毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項の他、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要があります。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主による株式の大量買付の内容等に関する検討あるいは対象会社の取締役会による代替案提案のための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

これらの事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様様に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが必要不可欠であると考えます。

(2) 具体的取組み

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、創立100周年に向けた新たなビジョン《KYOSAN New Vision-100》を策定しております。

《KYOSAN New Vision-100》は、目指す企業像として“安全”と“安心”を創造し、進化させていく信頼の企業「信頼度ナンバーワン KYOSAN」を掲げ、「株主に対する配当を始めステークホルダーに対する合理的なリターン」「社会への貢献と地球環境への配慮」「京三製作所ならびに関係会社で働く人々の幸福と進歩」を企業目的としております。

その実現に向け、「技術と品質、価格と納期を通じた顧客の満足と信頼の確保をベースとした事業拡充」「コアコンピタンスと採算性に基づく事業構造転換をベースとした事業拡充」「資産効率向上と財務の安定性および適切な設備投資による企業基盤の整備充実」「コーポレートガバナンスの充実」「効果的な人的資源の確保・育成と人事関連制度の充実」という5つのキーファンクションを定め、全社および事業の具体的戦略からなる中期経営計画（現中期事業計画）を策定し、その達成に向けて積極的に取り組みを推進しております。

② 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組み

当社は、基本方針に基づいて買収防衛策を導入しており、大量買付ルールが遵守されなかった場合や、大量買付ルールが遵守されている場合でも、当該大量買付行為が当社の企業価値や、当社株主共同の利益を著しく損なう場合には、独立委員会（大量買付ルールに則った手続の進行に関する客観性および合理性を担保するため、当社取締役会から独立した組織としての社外有識者で構成する委員会）の検討・勧告を受け、当社取締役会は、当社株主共同の利益を守るために適切と考える方策として新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める措置をとることがあります。

大量買付ルールの概要は次のとおりです。

「買付説明書」および「必要情報」の提出

大量買付者が大量買付を行おうとする場合には、当社宛に大量買付ルールに沿った当社が要求する「買付説明書」および「必要情報」を日本語で提出していただくこととします。

大量買付情報の検討とその開示

大量買付者が現れた事実、大量買付者等から買付説明書および必要情報等が提出された場合には、独立委員会はその内容を検討し不十分であると判断した場合には追加的に情報を提供することを求めます。その内容が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

独立委員会による検討作業等

独立委員会は、大量買付情報を受領した後、原則として60日間が経過するまでに、買付等の内容検討と取締役会の事業計画等に関する比較検討および取締役会の提供する代替案の検討等を行います。独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から、当該買付者等と協議・交渉を行い、または取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行います。

独立委員会による勧告等および取締役会の決議

独立委員会は当該買付者からの提出情報および取締役会からの代替案等を検討した結果、買収防衛策の発動または不発動または延期の勧告を取締役会に行います。取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施等を決議します。

なお、当社買収防衛策につきましては、ホームページ上で開示しております。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

前記(2)①に記載いたしました《KYOSAN New Vision-100》および中期経営計画につきましては、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として作成されたものであり、平成27年4月よりスタートした中期事業計画においてもその基本思想は変わっておらず、当社の基本方針に沿うものであります。

また、前記(2)②に記載いたしました買収防衛策につきましては、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上のために継続することとしたものであり、当社の基本方針に沿うものです。この買収防衛策は、株主総会決議による株主意思に基づくものであること、合理的な客観的要件が設定されていること、独立委員会の設置とその判断を重視すること等により、その公正性・客観性が担保されております。従いまして、企業価値・株主共同の利益に資する合理性の高いものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流動資産	53,092	流動負債	27,908
現金及び預金	4,695	支払手形及び買掛金	8,429
受取手形及び売掛金	26,768	電子記録債務	3,992
製 品	3,700	短期借入金	6,000
半 製 品	3,122	一年内返済予定の長期借入金	1,985
仕 掛 品	12,535	未払法人税等	415
原材料及び貯蔵品	343	役員賞与引当金	25
繰延税金資産	1,455	受注損失引当金	930
その他の他	523	環境対策引当金	24
貸倒引当金	△52	そ の 他	6,106
固定資産	30,300	固定負債	15,731
有形固定資産	12,911	長期借入金	10,715
建物及び構築物	7,643	退職給付に係る負債	3,254
機械装置及び運搬具	694	資産除去債務	125
工具、器具及び備品	864	環境対策引当金	22
土地	2,450	繰延税金負債	1,434
リース資産	70	そ の 他	179
建設仮勘定	1,186	負債合計	43,639
無形固定資産	1,487	株主資本	34,731
投資その他の資産	15,901	資 本 金	6,270
投資有価証券	14,583	資 本 剰 余 金	4,625
繰延税金資産	29	利 益 剰 余 金	23,878
その他の他	1,307	自 己 株 式	△41
貸倒引当金	△20	その他の包括利益累計額	5,021
資産合計	83,392	その他有価証券評価差額金	5,492
		為替換算調整勘定	△47
		退職給付に係る調整累計額	△424
		純資産合計	39,753
		負債純資産合計	83,392

連結損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

科目	金額
	<small>百万円</small>
売上高	60,261
売上原価	47,956
売上総利益	12,305
販売費及び一般管理費	10,358
営業利益	1,946
営業外収益	559
受取配当金	274
受取保険金	147
持分法による投資利益	3
その他	134
営業外費用	463
支払利息	168
資金調達費用	165
為替差損	110
その他	18
経常利益	2,043
特別利益	190
固定資産売却益	4
投資有価証券償還益	185
特別損失	50
固定資産除売却損	41
投資有価証券売却損	8
税金等調整前当期純利益	2,182
法人税、住民税及び事業税	486
法人税等調整額	272
当期純利益	1,423
親会社株主に帰属する当期純利益	1,423

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,270	4,625	23,081	△40	33,936
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△627		△627
親会社株主に帰属する当期純利益			1,423		1,423
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	796	△1	795
当 期 末 残 高	6,270	4,625	23,878	△41	34,731

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	5,715	101	△312	5,504	39,441
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△627
親会社株主に帰属する当期純利益					1,423
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△223	△148	△111	△483	△483
当 期 変 動 額 合 計	△223	△148	△111	△483	311
当 期 末 残 高	5,492	△47	△424	5,021	39,753

〔連結注記表〕

連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書の記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等**(1) 連結の範囲に関する事項**

連結子会社の数 10社

主要な連結子会社の名称

京三電設工業株式会社

電気機器事業の拡大を図ることを目的としてKyosan USA Inc.を新規設立し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

非連結子会社である京上貿易（上海）有限公司は、総資産・売上高・当期純損益および利益剰余金等からみても小規模であり、全体として連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲に含めておりません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 2社

インド市場における信号システム事業の拡大を図ることを目的としてTVM Signalling and Transportation Systems Private Limited の株式を取得し、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

持分法を適用しない非連結子会社

非連結子会社である京上貿易（上海）有限公司は、当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響額が軽微であり、かつ、全体としても重要性がありませんので、この会社の投資については、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社は、親会社と同じ決算日であります。

(4) 会計方針に関する事項**① 重要な資産の評価基準および評価方法****(イ) 有価証券の評価基準および評価方法**

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(ロ) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品……………個別法

半製品・原材料……………総平均法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ)有形固定資産（リース資産を除く）

主として当社および国内連結子会社は定率法、在外子会社は定額法または定率法によっております。

建物（建物付属設備は除く）

a.平成10年3月31日以前に取得したもの……定率法によっております。

b.平成10年4月1日以後に取得したもの……定額法によっております。

建物以外……定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

その他 2～20年

(ロ)無形固定資産（リース資産を除く）……定額法によっております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(ハ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

売掛金等の債権貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)役員賞与引当金

役員および執行役員の賞与支給に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、計上しております。

(ハ)受注損失引当金

受注契約に係る損失に備えるため、当連結会計年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて損失見込額を引当計上しております。

(ニ)環境対策引当金

土壌汚染対策や有害物質の処理などの環境対策に係る費用に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

⑤ 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑥ 重要なヘッジ会計の処理

金利スワップについては、特例処理の要件を充たしているため、特例処理によっております。

⑦ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更を行っております。

(6) 表示方法の変更

前連結会計年度において、「支払手形及び買掛金」に含めていた「電子記録債務」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

担保資産

投資有価証券	4,094百万円
計	4,094百万円

担保資産に対応する債務

短期借入金	1,402百万円
一年内返済予定の長期借入金	1,326百万円
長期借入金	1,123百万円
計	3,851百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

16,949百万円

(3) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関6行と貸出コミットメント契約を締結しております。

この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	12,000百万円
借入実行残高	6,000百万円
差引額	6,000百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式 62,844,251株

(2) 配当に関する事項

(イ)配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月24日 定時株主総会	普通株式	313	5.0	平成27年3月31日	平成27年6月25日
平成27年11月6日 取締役会	普通株式	313	5.0	平成27年9月30日	平成27年12月2日
計		627			

(ロ)基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	313	5.0	平成28年3月31日	平成28年6月27日

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金調達をしております。

受取手形及び売掛金については、主な得意先が鉄道事業者および官公庁であるため信用リスクが僅少であります。また、新規得意先について、信用調査を行いリスクの低減をはかっております。

投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金および設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
(1) 現金及び預金	4,695	4,695	—
(2) 受取手形及び売掛金	26,768	26,768	—
(3) 投資有価証券	13,725	13,725	—
(4) 支払手形及び買掛金	(8,429)	(8,429)	—
(5) 電子記録債務	(3,992)	(3,992)	—
(6) 短期借入金	(6,000)	(6,000)	—
(7) 一年内返済予定の長期借入金	(1,985)	(2,072)	(87)
(8) 長期借入金	(10,715)	(10,734)	(19)
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券に関する事項およびデリバティブ取引

(1) 現金及び預金、ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価については、取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5)電子記録債務、ならびに(6)短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 一年内返済予定の長期借入金、ならびに(8)長期借入金

これらは、元利金の合計金額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利の長期借入金で金利スワップの特例処理の対象となっているものについては（下記(9)参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計金額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(9) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(8)参照）。

(注2)非上場株式（連結貸借対照表計上額858百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

5. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	633円78銭
(2) 1株当たり当期純利益	22円70銭

計算書類

貸借対照表 (平成28年3月31日現在)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	48,436	流動負債	27,686
現金預金	3,707	支払手形	344
受取手形	1,552	電子記録債権	3,775
売掛金	22,364	買掛金	7,750
製品	3,523	短期借入金	7,982
半製品	2,944	一年内返済予定の長期借入金	1,985
仕掛品	11,313	リース債権	31
原材料及び貯蔵品	123	未払金	905
未収入金	795	未払消費税等	578
前払費用	27	未払費用	1,585
繰延税金資産	1,249	未払法人税等	199
短期貸付金	840	前受金	1,516
その他の貸倒引当金	46	注損失引当金	930
	△51	環境対策引当金	24
固定資産	29,038	その他の引当金	78
有形固定資産	11,261	固定負債	15,026
建物	7,084	長期借入金	10,715
構築物	201	リース負債	44
機械及び装置	576	退職給付引当金	2,532
車両及び運搬具	23	資産除去債務	114
工具、器具及び備品	754	環境対策引当金	22
土地	1,457	繰延税金負債	1,520
リース資産	38	その他の引当金	78
建設仮勘定	1,124	負債合計	42,713
無形固定資産	1,403	株主資本	29,446
借地権	88	資本金	6,270
ソフトウェア	1,294	資本剰余金	4,625
その他の引当金	21	資本準備金	4,625
投資その他の資産	16,372	利益剰余金	18,582
投資有価証券	13,684	利益準備金	1,104
関係会社株	1,668	その他利益剰余金	17,477
長期貸付金	50	別途積立金	10,500
その他の貸倒引当金	978	繰越利益剰余金	6,977
	△9	自己株式	△31
資産合計	77,474	評価・換算差額等	5,314
		その他有価証券評価差額金	5,314
		純資産合計	34,761
		負債純資産合計	77,474

損益計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

科目	金額
	百万円
売上高	54,161
売上原価	44,448
売上総利益	9,712
販売費及び一般管理費	8,579
営業利益	1,133
営業外収益	855
受取配当金	510
受取保険金	121
固定資産賃貸料	160
その他	63
営業外費用	553
支払利息	177
固定資産賃貸費用	49
資金調達費用	165
為替差損	155
その他	5
経常利益	1,436
特別利益	190
固定資産売却益	4
投資有価証券償還益	185
特別損失	41
固定資産除売却損	32
投資有価証券売却損	8
税引前当期純利益	1,584
法人税、住民税及び事業税	252
法人税等調整額	225
当期純利益	1,106

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	6,270	4,625	4,625
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—
当 期 末 残 高	6,270	4,625	4,625

(単位：百万円)

	株 主 資 本					株主資本 合 計
	利 益 剰 余 金				自己株式	
	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計		
別 途 積立金		繰越利益 剰 余 金				
当 期 首 残 高	1,104	10,500	6,498	18,102	△29	28,968
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△627	△627		△627
当 期 純 利 益			1,106	1,106		1,106
自 己 株 式 の 取 得					△1	△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	479	479	△1	478
当 期 末 残 高	1,104	10,500	6,977	18,582	△31	29,446

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	5,545	5,545	34,514
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△627
当 期 純 利 益			1,106
自 己 株 式 の 取 得			△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△231	△231	△231
当 期 変 動 額 合 計	△231	△231	247
当 期 末 残 高	5,314	5,314	34,761

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会
参考書類

〔個別注記表〕

貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書の記載金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

(イ) 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(ロ) たな卸資産の評価基準および評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品……………個別法

半製品・原材料……………総平均法

(2) 固定資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物付属設備は除く）

a.平成10年3月31日以前に取得したもの……………定率法によっております。

b.平成10年4月1日以後に取得したもの……………定額法によっております。

建物以外……………定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……………3～50年

機械及び装置……………8～12年

(ロ) 無形固定資産（リース資産を除く）……………定額法によっております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

(イ)貸倒引当金

売掛金等の債権貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度より費用処理しております。

(ハ)受注損失引当金

受注契約に係る損失に備えるため、当事業年度末において将来の損失発生が見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて損失見込額を引当計上しております。

(ニ)環境対策引当金

土壌汚染対策や有害物質の処理などの環境対策に係る費用に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を引当計上しております。

(4) 重要な収益および費用の計上基準

完成工事高および完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) ヘッジ会計の処理

金利スワップについては、特例処理の要件を充たしているため、特例処理によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

退職給付に係る会計処理

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取り扱いが連結貸借対照表と異なります。

(7)表示方法の変更

前事業年度において、「支払手形」に含めていた「電子記録債務」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

担保資産

投資有価証券	3,993百万円
計	3,993百万円

担保資産に対応する債務

短期借入金	1,402百万円
一年内返済予定の長期借入金	1,326百万円
長期借入金	1,123百万円
計	3,851百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 15,268百万円

(3) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関6行と貸出コミットメント契約を締結しております。

この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメント総額	12,000百万円
借入実行残高	6,000百万円
差引額	6,000百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	840百万円
長期金銭債務	50百万円
短期金銭債務	1,982百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	524百万円
仕入高	15,171百万円
営業取引以外の取引による取引高	439百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	93,492株
------	---------

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生は、退職給付引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生は、その他有価証券評価差額金であります。

(法人税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.2%から、回収が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.8%、平成30年4月1日以降のものについては30.4%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が0百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が89百万円、その他有価証券評価差額金額が136百万円それぞれ増加しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	京三電設工業株式会社	直接 100.0%	信号保安装置の 電気工事設計・ 施工委託等 役員の兼任	資金の貸付	—	短期貸付金	840
				配当金の受取	108	—	—
子会社	京三精機株式会社	直接 100.0%	信号保安装置および 電気機器加工 委託等 役員の兼任	資金の借入	—	短期借入金	841

取引条件および取引条件の決定方針等

価格その他の取引条件は、当社と関連を有しない当事者と同様の条件によっております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 553円96銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 17円64銭 |

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社京三製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 片岡久依 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 細野和寿 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社京三製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社京三製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

株式会社京三製作所
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 片岡久依 ㊟
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 細野和寿 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社京三製作所の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査計画(監査方針、重点監査項目、監査業務分担、監査方法の概要)に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書等の重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、本社の取締役及び統括部署や子会社の取締役及び監査役と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役、内部監査室等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人に関しては、事前に会計監査人より監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、監査結果の報告を受け、意見交換を行いました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受けました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月10日

株式会社京三製作所 監査役会

常勤監査役 渡邊 弘 一 ㊟

監査役 和田 正 雄 ㊟

社外監査役 大島 正 寿 ㊟

社外監査役 坂 下 久 雄 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当金につきましては、当期の連結業績を踏まえ、安定配当を継続しつつ、将来に向けた必要な研究開発、設備投資などを総合的に勘案して、普通配当を中間配当金と同じく5円とし、年間10円とさせていただきますと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき金5円 総額 313,753,795円
(3) 剰余金の配当が効力を生じる日	平成28年6月27日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであり、その候補者は次のとおりであります。

取締役候補者（9名）

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	にし かわ つとむ 西川 勉 (昭和20年11月1日生)	代表取締役 CEO 会長執行役員	昭和43年4月 当社入社 平成4年10月 当社総務部長 平成6年10月 当社秘書室長 平成7年6月 当社取締役 平成11年6月 当社常務取締役 平成12年6月 当社代表取締役専務取締役 平成14年6月 当社代表取締役社長 平成16年6月 当社執行役員社長 平成24年4月 当社代表取締役会長 当社CEO(現任) 当社執行役員会長 平成27年4月 当社会長執行役員(現任) 平成27年6月 当社代表取締役(現任)	372,000株
2	とこ だい つとむ 戸子台 努 (昭和26年1月21日生)	代表取締役 (内部監査室担当) COO 社長執行役員 (海外事業推進部担当)	昭和49年8月 当社入社 平成15年4月 当社半導体機器生産管理部長 平成18年4月 当社執行役員 当社半導体機器事業部長 平成18年6月 当社取締役 平成21年4月 当社常務執行役員 当社企画・管理部門副統括 平成22年4月 当社主席常務執行役員 当社企画・管理部門統括 平成24年4月 当社代表取締役社長 当社COO(現任) 当社執行役員社長 平成27年4月 当社社長執行役員(現任) 平成27年6月 当社代表取締役(現任)	232,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	おのの 小野寺 とある 徹 (昭和30年6月28日生)	取締役 専務執行役員 (総務部、 経営企画部、 I R・広報部、 人事部担当)	昭和54年5月 当社入社 平成12年10月 当社半導体機器管理部長 平成19年4月 当社執行役員 当社総務部長 平成21年4月 当社人事部長 平成24年4月 当社常務執行役員 平成24年6月 当社取締役(現任) 平成27年4月 当社専務執行役員(現任)	126,000株
4	とうほう 東方 ひさずみ 久純 (昭和31年2月27日生)	取締役 常務執行役員 (半導体機器事業部長)	平成15年3月 日本生命保険(株)財務第二部長 平成19年3月 同社本店財務第一部長兼九州財務部長 平成20年6月 当社取締役(現任) 平成20年7月 当社執行役員 平成22年4月 当社常務執行役員(現任) 平成27年4月 当社半導体機器事業部長(現任)	113,000株
5	よし 吉川 かわ たかし 節 (昭和29年11月20日生)	取締役 常務執行役員 (法務部、 知的財産部、 経理部、 資材部担当)	平成17年6月 (株)横浜銀行執行役員相模原駅前支店長兼東北ブロック営業本部長 平成19年4月 同行執行役員川崎支店長兼川崎・京浜ブロック営業本部長 平成20年6月 同行取締役執行役員 平成21年4月 同行取締役 平成21年6月 当社取締役(現任) 平成21年7月 当社執行役員 平成22年4月 当社常務執行役員(現任)	99,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	にしだ しげのぶ 西田 繁信 (昭和22年9月12日生)	取締役 常務執行役員 (情報システムセンター、 開発センター、 技術・品質管理センター、 生産技術推進部担当)	昭和44年4月 当社入社 平成8年6月 当社信号第2技術部長 平成12年4月 当社信号業務企画部部長 平成13年6月 当社信号プロジェクト統括室長 平成16年6月 当社執行役員 平成18年4月 当社交通機器事業部長 平成18年6月 当社取締役(現任) 平成24年4月 当社常務執行役員(現任)	158,000株
7	かね しとよあき 兼次 豊明 (昭和30年9月17日生)	取締役 常務執行役員 (信号事業部長)	昭和54年5月 当社入社 平成18年10月 当社信号生産計画部長 平成21年4月 当社執行役員 平成24年4月 当社信号海外営業部長 平成25年4月 当社常務執行役員(現任) 当社信号事業部長(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任)	97,000株

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会
参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	当社における 地位および担当	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
8	ふじもと かつ ひこ 藤本 克彦 (昭和19年7月30日生) 社外 独立	取締役	昭和43年 3月 公認会計士藤井博事務所入所 昭和44年 7月 監査法人千代田事務所入所 昭和49年 4月 監査法人千代田事務所(その後合併により中央新光監査法人と名称変更)社員(パートナー) 平成元年 3月 中央新光監査法人(その後みすず監査法人と名称変更)代表社員 平成18年 9月 みすず監査法人退職 平成20年 6月 当社取締役(現任) 平成20年 8月 公認会計士藤本克彦事務所代表(現任)	0株
9	さかもと まさ なり 阪本 昌成 (昭和20年8月2日生) 社外 独立	取締役	昭和48年 4月 広島大学政経学部講師 昭和52年 4月 同大学助教授 昭和59年 1月 同大学法学部教授 平成13年 4月 同大学法学部長 平成16年 7月 九州大学大学院法学研究院教授 平成20年 4月 立教大学法学部教授 平成22年 6月 当社取締役(現任) 平成23年 4月 近畿大学大学院法務研究科教授 平成27年 3月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 阪本・手島・北村法律会計事務所 弁護士(現任)	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 藤本克彦、阪本昌成の両氏は社外取締役候補者であります。
 3. 藤本克彦氏は独立役員であり、長年にわたり公認会計士として培われた専門的知識および監査法人の代表社員としての経験に鑑み、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、前述の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
 4. 阪本昌成氏は独立役員であり、長年にわたり大学院教授や弁護士等として培われた法律の専門家としての高度な知識と高い見識を有しているため、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役候補者いたしました。同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、前述の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
 5. 藤本克彦、阪本昌成の両氏が取締役に選任された場合、当社は両氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであり、その候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	当社における 地 位	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
こん の あき お 紺 野 晃 男 (昭和54年9月6日生) 社 外		平成18年9月 司法試験合格 平成19年12月 弁護士登録(横浜弁護士会(現神奈川県弁護士会)) 横浜綜合法律事務所入所 平成26年1月 R & G横浜法律事務所 (パートナー) 平成27年7月 横浜ステーション法律事務所代表 (現任)	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 紺野晃男氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 紺野晃男氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士として培われた専門的な知識、経験を当社の監査体制に活かしていただくためであります。なお、同氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての経験と見識に鑑み、監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
 4. 紺野晃男氏の選任が承認可決され、同氏が社外監査役に就任する場合、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)継続の件

平成25年6月25日開催の当社第148回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て継続いたしました「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」(以下、「旧プラン」といいます。)の有効期間は、平成28年6月24日開催予定の第151回定時株主総会の終結の時までとされております。当社は期間満了に先立ち、旧プラン継続後の法令改正や買収防衛策に関する世間動向を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の視点から対応策について検討してまいりました結果、平成28年5月13日開催の当社取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様からのご承認を得ることを前提として、旧プランに必要な修正を加えたうえで以下のとおり継続(以下、修正後のプランを「本プラン」といいます。)することを決議いたしました。

なお、本プランの内容につきましては、当社独立委員会の委員全員の承認を得ております。

つきましては、株主の皆様にご買収防衛策(本プラン)継続のご承認をお願いするものであります。

第1 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みについて

京三製作所は1917年、大正6年9月3日、東京神田に創立され、その後現社名に改称、横浜鶴見に本社を移し現在に至っておりますが、以来100年近くにわたり鉄道事業、交通事業、電気通信・電力事業の各分野に立脚するメーカーとしてさまざまな製品を開発、製造してまいりました。

これら製品の中に国産初、世界初と称されるものが数多くありますように、当社グループは創業以来優れた技術と確かな対応力で社会性、公共性の高い、社会の根幹に寄与する分野において信頼と実績を築きあげてまいりました。

当社は、平成29年9月の創立100周年に向けた企業ビジョン《KYOSAN New Vision-100》の下、今年度よりスタートした3ヵ年の中期事業計画において、グローバル事業展開加速を中心とした「成長戦略の推進」および利益確保に向けた既存領域における「事業構造改革」に取り組んでおります。

《KYOSAN New Vision-100》は、目指す企業像として“安全”と“安心”を創造し、進化させていく信頼の企業「信頼度ナンバーワン KYOSAN」を掲げ、「株主に対する配当を始めステークホルダーに対する合理的なリターン」「社会への貢献と地球環境への配慮」「京三製作所ならびに関係会社で働く人々の幸福と進歩」を企業目的としております。

その実現に向け、「技術と品質、価格と納期を通じた顧客の満足と信頼の確保をベースとした事業拡充」「コアコンピタンスと採算性に基づく事業構造転換をベースとした事業拡充」「資産効率向上と財務の安定性および適切な設備投資による企業基盤の整備充実」「コーポレートガバナンスの充実」「効果的な人的資源の確保・育成と人事関連制度の充実」という5つのキーファンクションを定め、全社および事業の具体的戦略を展開し、その達成に向けて積極的に取り組みを推進しております。

第2 本プランの目的

本プランは、以下のとおり、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、または向上させる目的をもって導入したものです。

もとより、当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主による株式の大量買付の内容等に関する検討あるいは対象会社の取締役会による代替案提案のための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、主力とする「鉄道や道路交通の信号システム事業」に代表されるとおり、当社は社会性、公共性の高い業種に属していることから、顧客の信頼に依って、安全・高品質・高付加価値の製品を迅速かつ安価に提供し続け、企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくためには、①顧客事業の根幹にかかわる製品の安定供給責任を全うするための長期的視点に立脚した安定的経営を持続すること、②安全の確保・増進に向けた不断の先行的な研究開発投資、設備投資ならびにこれを可能とする一定の内部留保水準を維持・確保すること、③高度の技術・技能を維持、継承していくための雇用を安定・確保すること、④社会の公共性、公益性、安全性に深くかかわる事業に携わるものとしての社員の誇りと責任意識の高い水準の保持＝京三製作所の企業文化・価値観を持続すること、等が必要不可欠であり、これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるものでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は著しく毀損されることとなります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項の他、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等さまざまな事項を適切に把握したうえで、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断する必要があります。

これらの事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式¹に対する大量買付が行われた際に、当該大量買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様¹に代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大量買付を抑止するための枠組みが引き続き必要不可欠であると判断いたしました。

以上の理由により、当社取締役会は本プランを継続することを決議いたしました。なお、本プラン継続時点において当社に対し大量買付が行われ、または行われるおそれがあるという事実は認識しておりません。

¹ 当社の大株主の状況につきましては、別紙3をご参照ください。

第3 本プランの内容

1. 本プランの概要

(1)本プランの発動に係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為またはその提案(以下「買付等」といいます。)が行われる場合に、買付等を行う者(以下「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保したうえで、株主の皆様当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行っていくための手続を定めております(第3の2.「本プランの発動に係る手続」参照)。

(2)新株予約権無償割当ての利用

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行うなど、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合(その要件の詳細は、第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」参照)には、当社は、買付者等による権利行使は認められないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権(その主な内容は、第3の4.「本新株予約権の無償割当ての概要」にて後述するものとし、以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法(会社法第277条以降に規定)により割当てます。

(3)取締役の恣意的判断を排するための独立委員会の利用

本プランにおいては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断について、取締役の恣意的判断を排するため、独立委員会規則(その概要は別紙1参照)に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外取締役、社外監査役、有識者のいずれかに該当する者により構成される独立委員会の判断を経るとともに、株主の皆様適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。

なお、本プランに係る独立委員会の委員は別紙2のとおりです(独立委員会の委員の選任基準、決議要件および決議事項等は別紙1参照)。

(4)本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、買付者等以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに買付者等以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合は約50%まで希釈化される可能性があります。

2. 本プランの発動に係る手続

(1)対象となる買付等

本プランは、以下の①または②に該当する買付等がなされる場合を適用対象とします。

- ① 当社が発行者である株券等²について、保有者³の株券等保有割合⁴が20%以上となる買付等
- ② 当社が発行者である株券等⁵について、公開買付け⁶に係る株券等の株券等所有割合⁷およびその特別関係者⁸の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(2)買付者等に対する情報提供の要求

(1)に定める買付等を行う買付者等は、当社取締役会が友好的な買付等であると認めた場合を除き、当該買付等の実行に先立ち、当社に対して、下記の各号に定める情報(以下「本必要情報」といいます。)および当該買付者等が買付等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を当社の定める書式により日本語で提出して頂きます。

独立委員会は、買付者等から提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、直接または間接に、買付者等に対し適宜回答期限を定めたうえ、追加的に情報を提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までにかかる情報を追加的に提供して頂きます。

記

- ① 買付者等およびそのグループ(共同保有者⁹、特別関係者およびファンドの場合は各組員その他の構成員を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容等を含みます。)
- ② 買付等の目的、方法および内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性等を含みます。)
- ③ 買付等の価額の算定根拠(算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、およびそのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容等を含みます。)

² 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本書において別段の定めのない限り同じとします。

³ 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれるものを含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。

⁴ 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本書において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。本書において同じとします。

⁶ 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本書において同じとします。

⁷ 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本書において同じとします。

⁸ 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)

ただし、同項第1号に掲げる者につきましては、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本書において同じとします。

⁹ 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本書において同じとします。

- ④ 買付等の資金の裏付け(実質的提供者を含む資金計画の提供者の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容等を含みます。)
- ⑤ 買付等の後の当社および当社グループの経営方針(当社の公共性、公益性、安全性に深くかかわる事業についての方針を含む)、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥ 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針
- ⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

なお、独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、引き続き買付説明書および本必要情報の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、原則として、第3の2。(4)①記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

(3)買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の検討

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付説明書および本必要情報の内容と当社取締役会の事業計画、当社取締役会による企業評価等との比較検討等を行うために当社取締役会に対しても、適宜回答期限(原則として60日を上限とします。)を定め、買付者等の買付等の内容に対する意見(留保する旨の意見を含むものとし、以下同じとします。)、その根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができます。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等および当社取締役会(上記①の要求をした場合)から必要な情報等を受領してから60日間が経過するまでに、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討、および当社取締役会の提供する代替案の検討等を行います(以下「独立委員会検討期間」といいます。)。ただし、第3の2。(4)③に記載する場合等には、独立委員会は当該期間を延長することができるものとします。また、独立委員会が追加的に情報等の提出を求めた場合の期間は、当該情報等の提出を受けた時から起算することとします。

また、独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために必要であれば、直接または取締役会を通じて間接的に、当該買付者等と協議・交渉等を行い、または当社取締役会等による代替案の株主等に対する提示等を行うものとし、

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

買付者等は、独立委員会が、直接または取締役会を通じて間接的に、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、すみやかにこれに応じなければならないものとします。

③ 情報開示

当社は、買付者等が現れた事実、買付者等から買付説明書が提出された事実および本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で情報開示を行います。

(4)独立委員会による勧告等の手続

独立委員会は、買付者等が現れた場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告等を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して第3の2.(4)①から③に定める勧告その他の決議をした場合およびその他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告等の概要その他独立委員会が適切と判断する事項(独立委員会検討期間を延長する場合にはその期間および理由を含みます。)について、決議後すみやかに情報開示を行います。

① 独立委員会が本プランの発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定められた手続を遵守しなかった場合およびその他買付者等の買付等の内容の検討の結果、買付者等による買付等が第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会検討期間の開始または終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日(第3の4.「本新株予約権の無償割当ての概要」(6)において定義されます。)までの間、(無償割当ての効力発生時まで)本新株予約権の無償割当ての中止、または(無償割当ての効力発生後は)本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

(a)当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合、その他買付等が存しなくなった場合

(b)当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付等が第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること、もしくは行使を認めることが相当でない場合

② 独立委員会が本プランの不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との協議・交渉等の結果、買付者等による買付等が第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施することが相当でない判断した場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告します。

ただし、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施を勧告した後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、①前段の要件を充足することとなった場合には、本新株予約権の無償割当ての勧告を含む新たな判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

③ 独立委員会が検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、独立委員会検討期間満了時まで、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の検討等に必要とされる合理的な範囲内で、独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います。なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。

この決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、その理由および期間をすみやかに適時開示するとともに、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の勧告を行うよう最大限努めるものとします。

(5)取締役会の決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議をすみやかに行うものとします。なお、当社取締役会が本プランの不発動の決議を行うまで、買付者等は、買付等を行ってはならないものとします。

当社取締役会は、この決議を行った場合すみやかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について情報開示を行います。

3. 本新株予約権の無償割当ての要件

当社は、買付者等による行為等が下記のいずれかに該当し、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当と認められる場合、第3の2.「本プランの発動に係る手続」(5)に記載される当社取締役会の決議により、本新株予約権の無償割当てを実施することを予定しております。

なお、第3の2.「本プランの発動に係る手続」(4)のとおり、下記の要件に該当し本新株予約権の無償割当てを実施することが相当か否かにつきましては、必ず独立委員会の判断を経て決定されることとなります。

記

- ① 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
 - ② 買付者等が、客観的な資料に基づき次に掲げる行為等を行うものと合理的に推測できる場合
 - (a)株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (b)当社の経営を一時的に支配して、経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を買付者等に移譲させる目的で行われる買付や、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (c)当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (d)当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
 - (e)その他当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく害する行為
 - ③ 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
 - ④ 当社株主に対して、本必要情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても著しく不十分な提供である場合
 - ⑤ 買付等の条件(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の後の経営方針・事業計画、および買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他の当社に係る利害関係者に対する対応方針等を含みます。)が、本プラン「第1 当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に向けた取り組みについて」および「第2 本プランの目的」に記載する当社の企業価値に鑑み著しく不十分または不適当な買付等である場合
 - ⑥ 当社の企業価値を生み出すうえで必要不可欠な当社の従業員、取引先等との関係または当社の企業文化を著しく毀損することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な影響をもたらすおそれがある買付等である場合
4. 本新株予約権の無償割当ての概要
- 本プランに基づく本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。
- (1)新株予約権の数
- 本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「新株予約権無償割当て決議」といいます。)において、当社取締役会が別途定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

(2)割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

(3)本新株予約権の無償割当ての効力発生日

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

(4)本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式¹⁰の数(以下「対象株式数」といいます。)は、別途調整がない限り1株とします。

(5)本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株あたりの価額は、1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

(6)本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めた日を初日(以下、行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、1ヵ月間から3ヵ月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める期間とします。

ただし、次の(9)項の規定に基づき、当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。

¹⁰ 将来、当社が種類株式発行会社(会社法第2条第13号)となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式および②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本取締役会開催時において、現に発行している株式(普通株式)と同一の種類の株式を指すものとします。

(7)本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者¹¹、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者¹²、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)から(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け、もしくは承継した者、または、(vi)上記(i)から(v)に該当する者の関連者¹³(以下、(i)から(vi)に該当する者を「非適格者」といいます。)は、原則として本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(ただし、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる者等の一定の者は行使することができる他、非居住者の有する本新株予約権も、次の(9)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)

(8)本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得につきましては、当社取締役会の承認を要します。

(9)当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償にて取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができます。
また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、当社による取得がなされた日より後の当該当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会の定める日の前日までに未行使のもの全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

¹¹ 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じ。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義されます。)が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。

¹² 「特定大量買付者」とは、公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じ。)の買付等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じ。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じ。)がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。

¹³ ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。

5. 本プランの継続手続

本プランの継続につきましては、平成28年6月24日開催予定の当社定時株主総会における当社定款に基づく本プランのご承認を前提として、平成28年5月13日開催の当社取締役会において決議いたしました。

6. 本プランの有効期間、廃止および変更

本プランは、株主総会でのご承認を前提に、平成28年6月24日から平成31年6月開催予定の定時株主総会の終結時までといたします。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社株主総会、または当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

また、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、または変更する場合があります。当社は、本プランの廃止または変更等がなされた場合には、当該廃止の事実および変更等の事実とその内容その他の事項について、情報開示をすみやかに行います。

第4 本プランの合理性

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しております。

2. 株主意思を重視するものであること

本プランは、第3の5.「本プランの継続手続」に記載したとおり、当社定款に基づき定時株主総会において本プランについて株主の皆様のご意思を確認させて頂くことを予定しております。また、第3の6.「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランの有効期間を平成31年6月開催予定の定時株主総会の終結時までとするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ有効期間の満了前であっても、当社株主総会決議によって本プランを廃止することが可能であり、さらに、当社取締役の任期は1年であり、期差選任や解任制限等を採用していないため、株主の皆様のご意思が反映しやすい仕組みとなっておりますので、本プランは当社株主の意思に基づくものとなっております。

3. 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの継続にあたり、取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本プランの発動および廃止等の運用に際しての実質的な判断を客観的に行う機関として、引き続き独立委員会を設置します。

実際に当社に対して買付等がなされた場合には、第3の2.「本プランの発動に係る手続」に記載したとおり、独立委員会が、独立委員会規則に従い、当該買付等が当社の企業価値・株主の共同利益を著しく毀損するか否か等の実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の機関として決議を行うこととします。

このように、独立委員会によって、当社取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要につきましては株主の皆様へ情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています(独立委員会の委員選任基準、決議要件、決議事項等は別紙1参照。独立委員会の委員は別紙2参照)。

4. 合理的な客観的要件の設定

本プランは、第3の2.(4)「独立委員会による勧告等の手続」および第3の3.「本新株予約権の無償割当ての要件」にて記載したとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

5. 第三者専門家の意見の取得

買付者等が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を受けることができるものとしております。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。

6. デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

第3の6.「本プランの有効期間、廃止および変更」に記載したとおり、本プランは、当社の株券等を大量に買い付けた者が指名して株主総会で選任された取締役に廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

第5 株主の皆様等への影響

1. 本プランの継続時に株主および投資家の皆様にご与える影響

本プランの継続時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主および投資家の皆様にご直接具体的な影響が生じることはありません。

2. 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様にご与える影響

当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において別途定める割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個の割合で本新株予約権が無償にて割当てられます。

仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、金銭の払込その他第5の3.「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(2)において詳述する本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。ただし、当社は、第5の3.「本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様が必要となる手続」(3)に記載する手続により、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することがあります。当社がかかる取得の手続を取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、保有する当社株式1株あたりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の希釈化は生じません。

また、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後の権利落日以降、第3の4.(9)「当社による本新株予約権の取得」に記載しているとおり、当社が本新株予約権の行使開始の前日までに本新株予約権の割当てを中止し、または、無償割当ての効力発生後において本新株予約権を無償にて取得することがあります。この場合には、1株あたりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株あたりの株式の価値に希釈化を生じることを前提にして売買を行った場合、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

3. 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様にご必要となる手続

(1)本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを実施することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の無償割当てに係る割当期日を公告いたします。この場合、割当期日における当社の最終の株主名簿に記載された株主の皆様に対し、その有する当社株式1株につき1個の本新株予約権が無償にて割当てられます。なお、割当て対象株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に本新株予約権に係る新株予約権者となるため、申し込み手続等は不要です。

(2)本新株予約権の行使の手続

当社は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書(行使に係る本新株予約権の内容および数、本新株予約権を行使する日等の必要事項、ならびに株主ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。

本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様におかれましては、権利行使期間内であつ当社による本新株予約権の取得の効力が発生するまでに、これらの必要書類を提出したうえ、本新株予約権1個あたり、1円以上で当社取締役会が新株予約権無償割当て決議において定める価額を払込取扱場所に払い込むことにより、本新株予約権1個につき1株の当社株式が発行されることとなります。

(3)当社による本新株予約権の取得の手続

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続に従い、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付いたします。この場合、かかる株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、1個の本新株予約権につき原則として1株の当社株式を受領することとなります。ただし、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出頂くことがあります。

この他、割当て方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆様に対して情報開示または通知いたしますので、当該内容をご確認ください。

なお、本プランで引用する法令の規定は、平成28年3月31日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃等により各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設または改廃等の主旨を考慮のうえ、各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えまたは修正することができるものとします。

以上

独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(1)当社社外取締役、(2)当社社外監査役、(3)有識者のいずれかに該当する者から、当社取締役会が選任する。
ここでいう有識者とは、実績ある会社経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは法律学を主たる研究対象とする研究者またはこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は1年間とし、再任を妨げないものとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
また、当社社外取締役または当社社外監査役であった独立委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合には、再任される場合を除き、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容に理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。
なお、独立委員会の各委員および当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本新株予約権無償割当ての実施もしくは不実施
 - ② 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
 - ③ その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項
- ・以上に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。
 - ① 本プランの対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 独立委員会検討期間の延長の決定
 - ③ 買付者等および当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - ④ 買付者等の買付等の後の経営方針・事業計画等内容の精査・検討
 - ⑤ 買付者等との交渉・協議
 - ⑥ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑦ 本プランの修正または変更の承認
 - ⑧ その他本プランにおいて独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができると定めた事項

- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書および提出された情報が本必要情報として不十分であると判断した場合には、追加的に情報を提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書および本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他、独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
- ・独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために必要があれば、直接または取締役会を通じて間接的に、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、当社取締役会等の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ること等ができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その3分の2以上をもってこれを行う。ただし、委員に事故ある時その他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

独立委員会委員略歴

本プランの独立委員会の委員は、以下の4名です。

久留島 隆(くるしま たかし)

【略歴】

昭和18年生まれ

昭和47年 4 月 広島商科大学(現広島修道大学)商学部専任講師

昭和49年 4 月 同大学助教授

昭和50年 4 月 横浜国立大学経営学部助教授

昭和62年 4 月 同大学教授

平成元年 4 月 同大学大学院教授

平成9年 4 月 同大学大学院国際経済法学研究科長

平成11年 4 月 同大学大学院教授(国際社会科学研究科)

平成21年 4 月 同大学名誉教授

阪本 昌成(さかもと まさなり)

【略歴】

昭和20年生まれ

昭和48年 4 月 広島大学政経学部講師

昭和52年 4 月 同大学助教授

昭和59年 1 月 同大学法学部教授

平成13年 4 月 同大学法学部長

平成16年 7 月 九州大学大学院法学研究院教授

平成20年 4 月 立教大学法学部教授

平成22年 6 月 当社取締役(現任)

平成23年 4 月 近畿大学大学院法務研究科教授

平成27年 3 月 弁護士登録(第一東京弁護士会)

阪本・手島・北村法律会計事務所弁護士(現任)

藤本 克彦(ふじもと かつひこ)

【略歴】

昭和19年生まれ

昭和43年 3月 公認会計士藤井博事務所入所

昭和44年 7月 監査法人千代田事務所入所

昭和49年 4月 監査法人千代田事務所(その後合併により中央新光監査法人と名称変更)社員(パートナー)

平成元年 3月 中央新光監査法人(その後みすず監査法人と名称変更)代表社員

平成18年 9月 みすず監査法人退職

平成20年 6月 当社取締役(現任)

平成20年 8月 公認会計士藤本克彦事務所代表(現任)

鈴木 千佳子(すずき ちかこ)

【略歴】

昭和35年生まれ

平成元年 4月 慶應義塾大学法学部専任講師

平成5年 4月 同大学助教授

平成16年 4月 同大学教授(現任)

大株主の状況

平成28年3月31日現在

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本生命保険相互会社	6,089	9.70
京三みづほ会	4,155	6.62
京王電鉄株式会社	3,143	5.00
株式会社横浜銀行	3,124	4.97
京三製作従業員持株会	2,896	4.61
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	2,154	3.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,588	2.53
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,350	2.15
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,323	2.10
明治安田生命保険相互会社	1,007	1.60

- (注) 1. 持株比率は自己株式(93,492株)を控除して算出しております。
 2. スパークス・アセット・マネジメント株式会社から平成24年5月17日付で提出された変更報告書により、平成24年5月15日現在で同社が3,506,000株(保有割合5.58%)を保有している旨の報告を受けておりますが、当社といたしましては平成28年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

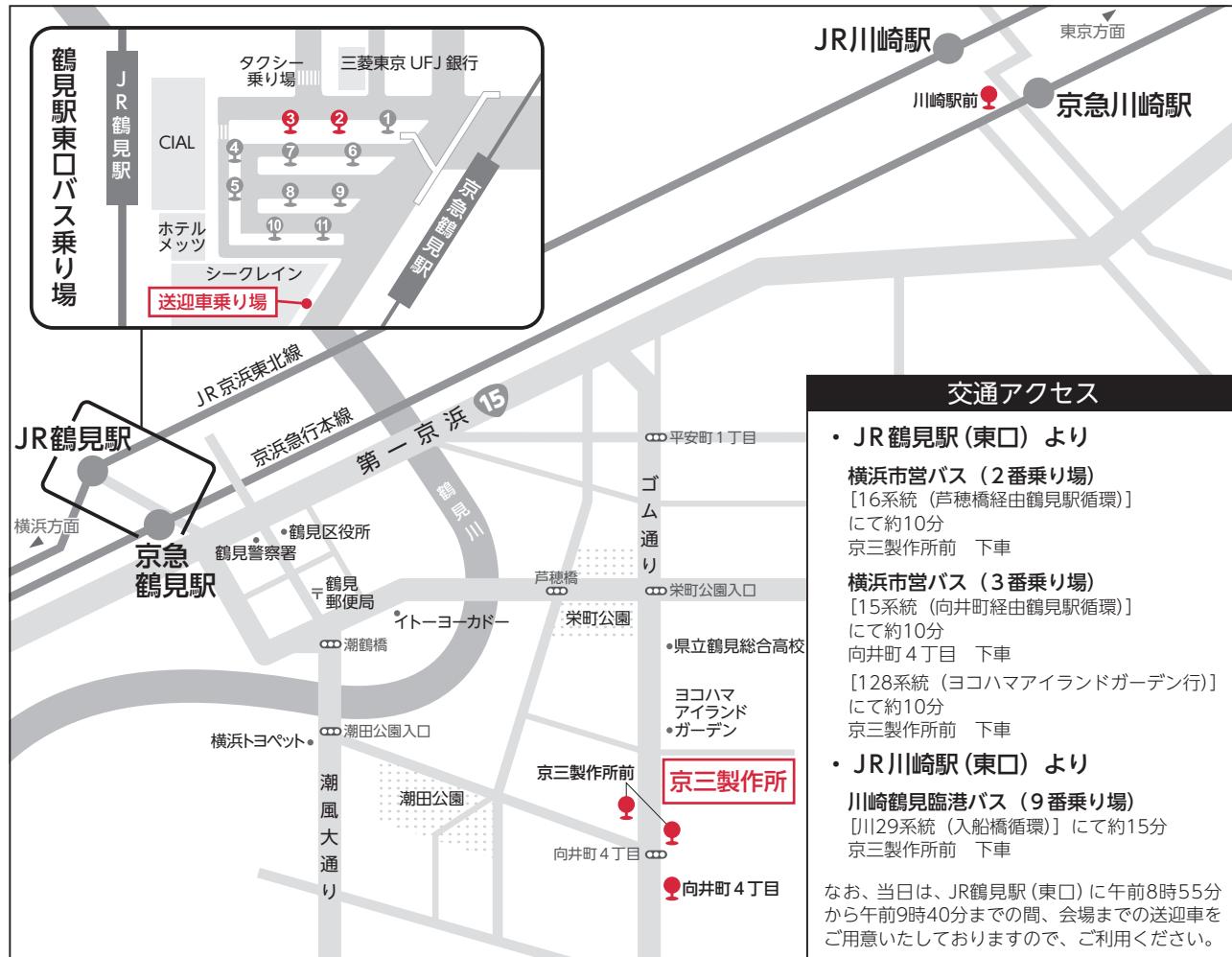
以上

株主総会会場ご案内図

会場 株式会社 京三製作所 会議室（2号棟2階）

横浜市鶴見区平安町二丁目29番地の1
電話 (045) 501-1261 (番号案内)

※受付開始時刻は、午前9時を予定しております。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

